

富山県射水地区における新湊漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和 6年 1月 25日

協定認定日 令和 6年 3月 1日

(協定変更認定日 令和 年 月 日)

(目的)

第1条 本協定は、新湊漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	射水地区地先海面	クロマグロ、マアジ、マイワシ、スルメイカ、マサバ及びゴマサバ、カタクチイワシ、ウルメイワシ、マダイ、ヒラメ、ブリ、サワラ、ウマヅラハギ、ホタルイカ、ソウダカツオ類、アカカマス、シイラ、アオリイカ	定置網漁業
(2)	射水地区地先海面	ズワイガニ、ホッコクアカエビ、シラエビ	小型機船底びき網漁業
(3)	射水地区地先海面	ベニズワイガニ、バイ類	かごなわ漁業

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

クロマグロ	資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下同じ。）別紙第2-1及び2-2に定める資源管理の目標
マアジ	資源管理基本方針別紙第2-5に定める資源管理の目標
マイワシ	資源管理基本方針別紙第2-7に定める資源管理の目標
スルメイカ	資源管理基本方針別紙第2-12に定める資源管理の目標

マサバ及びゴマサバ	資源管理基本方針別紙第2-16に定める資源管理の目標
ズワイガニ	資源管理基本方針別紙第2-18に定める資源管理の目標
カタクチイワシ	資源管理基本方針別紙第2-39に定める資源管理の目標
ウルメイワシ	資源管理基本方針別紙第2-40に定める資源管理の目標
マダイ	富山県資源管理方針別紙第3-1に定める資源管理の方向性
ベニズワイガニ	富山県資源管理方針別紙第3-2に定める資源管理の方向性
ヒラメ	富山県資源管理方針別紙第3-3に定める資源管理の方向性
ブリ	富山県資源管理方針別紙第3-4に定める資源管理の方向性
サワラ	富山県資源管理方針別紙第3-5に定める資源管理の方向性
ウマヅラハギ	富山県資源管理方針別紙第3-7に定める資源管理の方向性
ホッコクアカエビ	富山県資源管理方針別紙第3-8に定める資源管理の方向性
バイ類	富山県資源管理方針別紙第3-9に定める資源管理の方向性
シラエビ	富山県資源管理方針別紙第3-10に定める資源管理の方向性
ホタルイカ	富山県資源管理方針別紙第3-11に定める資源管理の方向性
ソウダカツオ類	富山県資源管理方針別紙第3-12に定める資源管理の方向性
アカカマス	富山県資源管理方針別紙第3-13に定める資源管理の方向性
シイラ	富山県資源管理方針別紙第3-14に定める資源管理の方向性
アオリイカ	富山県資源管理方針別紙第3-15に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	取組内容
(1)	<ul style="list-style-type: none"> 小型魚が漁獲の中心となる7月1日～9月30日の期間に、次項に示した日数の休漁を実施する。(操業制限) 資源管理基本方針及び富山県資源管理方針に定められたくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に係る資源管理の内容を遵守するとともに、富山県助言・指導・勧告指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。(強度な資源管理) マダイの採捕可能な最小体長を全長13cm以上とする。なお、意図せず採捕された場合には、直ちに放流することとする。(小型魚保護) ヒラメの採捕可能な最小体長を全長25cm以上とする。なお、意図せず採捕された場合には、直ちに放流することとする。(小型魚保護)
(2)	<p>(小型機船底びき網漁業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁業許可証に定められた操業可能期間の日数の3%以上の日数の休漁を実施する。(操業制限)

	<p>(シラエビ漁：4月～11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1日1隻あたりの曳網回数を3回以内に制限（操業制限） 1日あたりの操業隻数を5隻以内に制限（操業制限） シラエビの高度資源管理指針（平成21年3月）で定めた指標値から判断し、資源レベルが大幅に低下したと判断される場合、県や県漁連と協議し、漁獲努力量（1日1隻あたりの曳網回数、出漁日数および出漁隻数等）の削減を実施（漁獲制限（シラエビ）） <p>(ズワイガニ、ホッコクアカエビ漁：11月～翌年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1週間あたりの操業日数を5日以内に制限（操業制限） ホッコクアカエビの採捕を目的とした網の目合制限（10節）（小型魚保護）
(3)	<p>(ベニズワイガニかごなわ漁業：9月～翌年5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月20～31日の期間の休漁（操業制限） 漁期ごとに県全体の漁獲量上限値を設定（漁獲制限（ベニズワイガニ）） <p>(バイかごなわ漁業：1月～12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> バイ類の採捕可能な最小体長を殻長3cmより大きいものとする。なお、意図せず採捕された場合には、直ちに放流することとする。（小型魚保護） バイ類の採捕を目的とした網の目合制限（9節）（小型魚保護）

2 定置漁業による休漁日数

公的制限（操業期間）	休漁日数
1月1日～12月31日まで	11日以上
12月30日～翌年8月31日まで	8日以上
8月25日～翌年3月10日まで	6日以上

（取組の履行確認に関する事項）

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、富山県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条の取組は、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を基に確認することとする。

取組内容	履行確認における証拠書類等 (必要に応じ、全てまたはいずれかを選択)
操業制限	操業状況報告書、休漁実施報告書、水揚げ伝票、揚網状況写真

小型魚保護	協定代表者又は所属漁業協同組合が作成する実施確認書、研究機関や漁協職員等による測定結果
漁獲制限 (シラエビ)	協議結果報告書、曳網回数を記載した操業状況報告書
漁獲制限 (ベニズワイガニ)	富山県かにかご漁業保護組合事業計画書・実施報告書、漁獲成績報告
強度な資源管理	所属漁業協同組合が作成する実施報告書、県 TAC 報告もしくは放流状況写真

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

- 第6条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年漁業法第267条。以下「法」という。）第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を富山県知事に報告するものとする。
- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に富山県及び資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

- 第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過したとき及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び富山県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、富山県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

- 第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について富山県に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。
- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び富山県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反した年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 全参加者の代理権を有する者(以下「協定代表者」という。)は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間(令和6年3月1日から令和11年2月28日まで)とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第11条 法第126条第1項の規定に基づき富山県知事にあつせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附則

本協定は、令和6年3月1日から施行する。

(本協定の参加者)

別紙のとおり。